

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第169回

継続は命、まさにこの“きゃっちぼーる”も170号となりました。
少しは皆様のお役に立てましたでしょうか。
今後がんばって発行していく所存ですので、是非参考にいただければ幸いです。
「さて、猛暑が続きます、少しヤル気がなくなっていますね!!」
ここで「社員の甘えを正す」、「社員のヤル気を引き出す」、生活改善を考えましょう（自分たちトップも対象ですね）。

1. 朝食は1日の活動のエネルギー源です、しっかり食べて気力を充実させましょう
2. 30分の早寝を心がけましょう、その結果60分の早起きをしましょう（やはり早寝早起きは三文の徳、朝寝坊は貧乏の始まり）
3. 時間を守ろう
 - ・お客様とは必ずアポイントをとるのはエチケット
 - ・去りぎわは鮮やかに、迷惑をかけないように、時間を守って去りましょう
4. 昼休みは適度な体と心の休息の時、寝不足を補う時間にするとかえって意欲減退します（軽い読書、軽いスポーツ、軽い会話がいいですね）。
5. 深酒し、翌日の居眠りは社会人失格です
6. 朝の挨拶はヤル気の意味表示、しっかり徹底させましょう
7. スケジュール（会議等）を守るのは社員の義務です
8. 社内は競争の場、自分との戦いの場、甘い気持ち、ダラダラおしゃべりはもってのほかと心得るべし
9. 常に勉強、チャレンジ精神を持ち続けることが一番重要
10. 他

前田の《今人生を語る》第76回

8月1日に「憲法改正の条文案」が自民党から出されました。
皆様読まれましたか、またどう思われましたでしょうか。
日本の将来を決定する最も大事な改正内容です
たとえば9条の二（自衛軍）
54条（内閣総理大臣の解散権）
72条（内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権）
是非読んでください、そして自分自身の考え方をしっかり持ってください。

人材投資促進税制の創設

松村英治

◆ 企業における人材育成への取組みを後押しするため、人材育成を積極的に取組む企業について教育費の一定割合を法人税額から控除する制度です。

【制度の内容】

- ① 基本
教育訓練費が基準額（前事業年度の平均額）より増加した企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額より控除する（当期法人税額の10%を限度）
- ② 中小企業の特例
中小企業については、教育訓練費を上記①の基準額より増加させた場合、その期の教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を乗じた金額を当期の法人税額から控除する（当期法人税額の10%を限度）

※ ①の制度との選択ができます

中小企業者の場合、法人住民税についても一定割合が軽減されます（①②両方のケース共に）

【教育訓練費】

- ・ 社外講師等に支払う講師料
- ・ 研修用の教材等の購入費等
- ・ 研修を行なうために使用する外部施設、設備の借上料等
- ・ 講師、教材等を含め、研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用

【税控除の計算例】

基準額（前2事業年度の平均額）500万円の中小企業が当期に教育訓練費を200万円（40%）増加したケース

- ① 基本
法人税控除額 $200 \text{万円} \times 25\% = 500,000 \text{円}$
法人住民税控除額 $500,000 \text{円} \times 17.3\% = 86,500 \text{円}$
- ② 特例
法人税控除額 $700 \text{万円} \times 40\% \times 1/2 = 1,400,000 \text{円}$
法人住民税控除額 $140 \text{万円} \times 17.3\% = 242,200 \text{円}$

この場合②のケースを中小企業は選択することができます。